地域計画区域内に営農型太陽光発電設備を設置する場合の協議の場開催から（合意が得られた場合）農地転用（一時転用）許可申請までの流れ

申出者　（設置者）

事前相談
地域計画区域内の農地であるかの確認

↓

農政課（農業政策係）　　農業委員会事務局

↓

申出者　（設置者）

営農型太陽光発電事業に係る協議の場の開催申出書の提出（様式第１号）

添付（提出）書類
- 営農型太陽光発電事業に係る協議の場の開催申出書
- 自治会長の同意書（様式第２）
- 隣接土地所有者及び耕作者の同意書（様式第３号）
- 全部事項証明書（土地）
- 位置図・付近状況図・申請地に係る土地の地番を表示する図面（公図）
- 土地利用計画図
- 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書
（農林水産省様式　別紙様式例第１号）
- 設備に係る設計図（平面図及び立面図）
- 土地改良区の意見書
- その他必要に応じて求める書類。

↓ 申出書の提出

農政課（農業政策係）　→ 申出書の共有 →　農業委員会事務局
農地転用許可基準の適合性の確認

↓

協議の場の開催

↓

農政課（農業政策係）　協議の取りまとめに合意が得られた旨を公表

↓

申出者　（設置者）

農業委員会事務局へ農地転用許可申請